

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	市町振興課	
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 生活保護法(昭和25年法律第144号)	
<p>【改正の概要】</p> <p>生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)により、生活保護世帯の子どもが進学する場合に支給されていた「進学準備給付金」について、高等学校等を卒業後に就職して自立する場合にも拡充して「進学・就職準備給付金」を支給することとなった。これに伴い「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」も改正され、日本人の生活保護世帯の子どもの進学・就職準備給付金の支給に関する事務にマイナンバーが利用できることとされたが、外国人の生活保護世帯の子どもについては、「愛媛県個人番号の利用に関する条例」で別途定める必要があるため、この条例の一部を改正する。</p>		
施行日	公布日	
<p>【その他参考事項】</p>		